

	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>今回の改正部分ではありませんが、第5条ただし書きで”前年度に当該新規化学物質を製造せず、輸入しなかつた場合にはこの限りではない”とされていますが、実際には製造・輸入がない年についても報告を求められています。実情に合わせていただきたいと思います。</p>	<p>いただいた御意見は今回の改正とは直接の関係はありませんが、毎年6月末日までに事業者の皆様から頂いた新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第五条第一号に規定されている報告書（以下「実績報告書」という。）を整理していく中で、「前年度に当該新規化学物質を製造せず、輸入しなかつた」ため提出されなかったのか、提出することを忘れていたのかが不明である場合や製造・輸入量と使用量とが整合しない場合に、前年度までに中間物等の確認を受けている事業者の皆様を確認する場合がございます。</p>
2	<p>以下、意見を行う。</p> <p>>省令案概要 >2.改正の主な内容</p> <p>そもそも、中間物について審査を免除するという規定そのものが問題あると考える。それでは問題ある物質（物質として危険性が無くても、各種法令に違反する様な物質・物体含む）についての管理が十分に行われていないのではないかと考える。これからは、中間物についても審査を行っていく方向での法改正を行っていただきたい。</p> <p>なお、「電子で」という日本語表現は、行政機関が行うには問題があるものであるので、改められたい。</p> <p>なお、国民として意見を行うが、簡略化のために、電子署名及び電子証明書の送信を不要とするのは、基本として問題があるものである（それでは、手続きとしての確実性がかなり下がるのである。第三者に容易に偽造等をされる様な手続きとしてはいけないと考える。）、化学物質の製造・輸入に係る届出の様な場合は、確実に、手続き・事業者についての正当性が確認出来る様な策を講じられたい。（一応、電子署名及び電子証明書の送信での提出にかわり、事業者が用いる公開鍵の安全・正当性が確保される形での提示と、ペアとなる秘密鍵で暗号化した申請内容及び正当性確認用ハッシュ（うち申請内容については平文でも化。正当性確認用ハッシュについては、申請内容のSHA256ハッシュ等を秘密鍵で暗号化したもの。なお、ICT分野においては、この正当性確認用ハッシュを署名と呼称する事が覆いが、「電子署名」とは異なるものである事について一応述べておく。（基本情報技術者以上相当のICT担当者であれば分かる事かと思われるが、取り違えについては無いようにされたい。））の送信を行う事で、電子署名及び電子証明書の送信は不要になるはずであるが、とにかく、法律行為の行為者についての正当性が保証されるための策を講じての手続きとされたい。）</p> <p>>省令案 上記の省令案概要と同じ内容であるが、簡略化のためという口実で、行うべき届出の正当性の確保を行わないのは問題であるので、正当性の確保については行うようにされたい。そのための措置を講じられたい。</p> <p>それと付記的に述べておくと、化学物質等の輸出入にかかる手続き等では、法人事業者には、法人番号の提出を行わせるようにされたい。（経済産業省は、あろう事か、輸出入関係（他に特定商取引や金融関係）では、病的な事に、それを頑なに拒絶しているのが（例は輸出入関係において多数指摘が可能である。）、それは全世界に悲惨な悪意をもって叛逆を行っている行為であるので、直ちに改められたい。法人番号の利用を行うだけで、公正がずっと確保されるようになるという仕組みがある事については、覚知し、法人番号の利活用を行って、行政機関としてより高い公正の確保を行うようにされたい。）</p>	<p>①新規化学物質の届出に関し中間物等を適用除外とする規定について、②電子署名及び電子証明書の廃止について回答します。その他いただいた御意見については、今回の改正とは直接の関係がありませんので、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止を目的としています。新規化学物質を製造又は輸入する場合には化審法第三条第一項の規定によりあらかじめ届出を行い、その化学物質の性状について事前審査を受けることを原則としていますが、中間物等の新規化学物質については、当該化学物質が製造又は輸入された後、環境中への放出の可能性がない又は極めて低くなるような方法で取り扱われることが確実であって、かつ環境汚染防止措置が講じられている場合、当該化学物質の性状を詳しく把握せずとも、その化学物質により人の健康等に対するリスクを問題ないレベルに抑えることができると考えられることから届出対象から除外しています。なお、環境中への放出可能性が極めて低いことについて事前に確認するとともに、事後の監視を行うことでリスク管理を適切に行っていきます。</p> <p>②本手続を採用することにより、報告者の負担を軽減し、利便性を向上させつつ、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第十六条に基づく電子情報処理組織使用開始の申出を事前に行うことにより、第三者のなりすましのリスクを十分低減できると考えています。</p>